



ゆたか福祉会キャラクター  
ゆたかめくんとみらいちゃん

# 障害者の ゆたかな未来をめざして



「満開のさくら」なるみ作業所 共同制作 ※紹介が11ページにあります。

## CONTENTS

- ▶ 私たちの実践～食と健康推進委員会～④ ..... P2～3
- ▶ 裁かれるべきは、不当な解釈に基づく国・課税庁の人権侵害④ ... P4～5
- ▶ うたごえ交流会開催 ..... P6～7

2025年3月10日 毎月1回10日発行 一部200円（法人会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます）

発行 / 社会福祉法人ゆたか福祉会 〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3  
TEL 052-698-7356 FAX 052-698-7358 <https://www.yutakahonbu.com/>



愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク

ゆたか福祉会

検索

シリーズ 私たちの実践 ～食と健康推進委員会～ ④

その人らしく生きることを支える食事支援をめざして

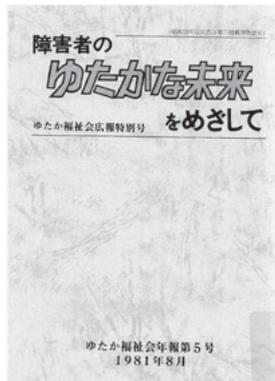
はじめに

ゆたか福祉会年報5号では初めて「健康づくりのとりくみ」が紹介されています。そして、「労働・生活が自主的・自覚的・ならなくしてはならないと同時に、自らの「健康づくり」についても同じことがいえる」こと。「自分の健康状態を知り、健康づくりへ努力する、健康への認識を育てあげることが大切」であり、受け身ではなく「自らの生命を自ら守り育てるための実践」が必要であり、それは「健康に生きたい」という権利主張を育てる取り組みでもある」と述べられています。

「食と健康推進委員会」（以下、委員会）は、2006年に「障害者自立支援法」が施行され、充足した委員会です。今回のタイトルのサブテーマは、第18回実践研究集会「高齢化」分科会で初めて委員会として報告したレポートのサブテーマです。テーマは「口から食べるを支える」でした。

ゆたか希望の家の事業開始から45年、制度変更から約20年が経過した今、この「委員会」にも新たな役割が求められています。今回、この連載の最終回にあたり、次代を託す委員の皆さんに思いを語っていただきました。

「食と健康推進委員会」  
責任者 向幸子



ゆたか福祉会年報5号

専門職としての  
支援の向き合い方と役割

10月号よりシリーズ連載として3回、ゆたか希望の家での「食の実践」について書かせていただきました。

希望の家では、入所者42名を基本に、生活介護利用者・職員・なるみ作業所を合わせて、平日昼食は100食近くの提供を行っています。その中で、11月号で紹介した俊さんのような実践は1年に数人しか出来ないのが現状ですが、こういった実践を行った時「施設全体で取り組む事の大事さ」「ご本人・家族の思いの大切さ」を改めて感じることが出来ます。

「かびますか?」「思いを知っていますか?」委員会には、各ブロックの栄養士だけでなく、管理栄養士・調理師も参加しています。3回の連載は「希望の家の実践」という事で、管理栄養士・調理師の実践を書かせていただきました。

10月号でも書きましたが、ゆたか福祉会の経営理念「わたしたちのめざすもの」の中には「いのちとねがい」という言葉があります。どちらか片方では成り立ちません。安全な食事だけでは、その人の意欲が低下してしまう恐れがあります。希望の家やホームは、病院ではありません。皆さんの「家」です。では、作業所でお昼ご飯は、皆さんどう考えますか?きつと仕事に行く理由の一つになっていると思います。さらに質問を重ねて、「食事を作ってくれている人達の顔は浮かびますか?」「思いを知っていますか?」委員会には、各ブロックの栄養士だけでなく、管理栄養士・調理師も参加しています。3回の連載は「希望の家の実践」という事で、管理栄養士・調理師の実践を書かせていただきました。

皆さんが給食と言われて思い浮かぶのは、ご飯を作っている調理員や、献立を考えている栄養士の顔ではなかったでしょうか。ですが、同じ「栄養士」でも働く場所によって仕事は全員が全く違います。希望の家だけでも栄養士が「献立管理」、管理栄養士が「健康管理」と使い分け、さらに調理師が「厨房運営」を担っています。

「希望の家だから出来る」という事ではなく、栄養士も含めた給食従事者の思い・視点を知らなければと思います。

希望の家 副所長  
管理栄養士 富永安理沙

## “生活支援員”を 経て栄養士へ

私は希望の家で生活支援員として6年間働き、栄養士になり4年になります。所長の「利用者を知っている人が献立を立てることの大切さ」の言葉を胸に、自分にしかできない生活支援員の経験を活かした食事づくりを頑張りたいと思っています。

私が働く上で大事にしている事は「動けるうちに好きな事を見つける実践」です。その原点は、1年目で経験した実践です。その方は体調が悪化する中でも、好きな事をするとう食事量や活動量が増えていきました。人生を最後まで生ききる姿を見て「人の生ききる力」を感じました。

高齢の方ではできる事に限界があるため、活動的な時に「生活の幅を広げる実践」を行いたいと思います。様々な経験を通し、好きな事を見つけ、高齢期、終末期をむかえた時にどんな暮らしをしたいか、その人が望む生活を選

べるよう選択肢を増やすことが大切になってきます。

様々な実践を通して感じたことは、「食べる事⇨生きる事」であり、栄養士は生きる事に直結している役割であるということです。生活支援員の経験を活かしながら、栄養士として1人でも多くの仲間が「食べたい」と思える食事作りに取り組んでいくことが、専門職として果たす役割だと思います。

今後、重度化や高齢化が進む中で、「食」はとても重要になってきます。食と健康推進委員会はその中心として、法人全体に「食」についての情報を発信し、1人でも多くの仲間が「食べたい」と思える食事作りにつなげるような取り組みを行っていききたいと思います。

ゆたか希望の家 主任  
栄養士 水上春花



## 開所して30年を迎えて

「これからも一人ひとりの  
食の楽しみを大切に！」

1994年に開所したリサイクル港作業所は、昨年30周年を迎え、給食も30年の歴史があります。私は、2006年からの18年間、栄養士・調理員として利用者とともに「食」を共にしてきました。

30年という年月が経過し、利用者の半数以上の方が40〜50代となり、平均年齢も48歳と高齢化が進んできました。加齢や二次障害が進む中で、今まで感じなかった「食」に対する意欲や減退が見られ、利用者の変化を給食を通して実感しています。

リサイクル港作業所の給食は、ソフト食やペースト食等には対応しておらず、基本、常食で提供しています。その為、対応には限界がありますが、次のステージに移行される日まで「美味しい」「給食が楽しみ」と思ってもらえるような給食作りをする事が、リサイクル港作業

所での給食だと考えています。

給食提供において大きな分岐点として、2006年の障害者自立支援法施行に伴った直営給食存続か給食業者委託やお弁当への移行についての検討があります。大きな葛藤と重圧の中、リサイクル港作業所は直営給食を選択しましたが、この時の大きな決断が、利用者と栄養士、調理員の顔が見える温かい給食に繋がっています。

給食は3食の中の1食ではありませんが、利用者にとって「働く力の源」になれるように、また30年続いてきたリサイクル港作業所の給食を、次の世代に繋げるその日まで、職員全体で守っていききたいと思います。

リサイクル港作業所  
栄養士 前田直美



シリーズ

# 国・課税庁の人権侵害④ 裁かれるべきは、不当な解釈に基づく

ゆたか福祉会監事 戸谷隆夫（税理士）



多くのご参加で賑わった「3.1 集会」

今回（4回目）で戸谷税理士の連載は終了となります。税を扱う専門家として障害のある仲間達の側に立ち、仲間達の労働を認める立場から国の主張の不当性を解説して頂きました。最後の段落の言葉が非常に印象的です。ぜひお読みください。

5. おわりに  
〜「無償の取引」という暴論〜

被告・国は、就労継続支援B型の利用者の就労を「事業者に生産活動に係る事業の収入を得させるためではなく、あくまで利用者自らのために、生産活動に従事することそれ自体を目的としている」「利用者がパンを上手に製造することができず、売り物にならなかつたとしても、利用者は事業者に対し、事業者のために一定の質や量の労務を提供する義務を負っているものではないから、そのことよって工賃の支払が受けられないこととなる」という関係にあるものではなく、などと述べ、「事業所内における対内的な無償の取引」

と決めつけている。

就労継続支援A型においてもB型においても、事業者と利用者の関係は障害者福祉サービスの提供と利用という内部取引であり相違はない。就労継続支援A型の事業者と利用者が雇用関係にあつたとしても、被雇用者は自らのために労働力を提供して報酬を得る行為であり、利用者自らのために行っていることに相違はない。

報酬責任の法理に基づけば、利益も損失も会社が責任を負うべきで従業員に負わせることはできない。就業継続支援A型においてもパンが上手に製造できず売り物にならなかつたとしても利用者が責任を負うことはなく賃金が減じられることはない。就労継続支援B型の工賃は

所得税法上「雑所得にあたる」ことに争いはない。



雑所得の意義について、平成26年5月9日大阪高裁判決（平成27年3月10日最高裁第三小法廷判決で確定、馬券裁判）は「所得税法の規定によれば、一時所得（所得税法34条1項）と雑所得（同法35条1項）は、所得税法23条から33条に定められた利子所得等の所得分類に当たらない所得であり、そのうち、一時所得が『営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得』で『労務その他の役



税理士 戸谷 隆夫氏

務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの』であるのに対し、これらに該当しないもの、すなわち『営利を目的とする継続的行為から生じた所得』や『労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有するもの』などは雑所得となる。また、「一時所得に当たるかどうかは、所得税法34条1項の文言に従い、『営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得』で『労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの』かどうかを判断すれば足り、前者につ

いては、所得源泉性などという概念を媒介とすることなく、行為の態様、規模その他の具体的状況に照らして、『営利を目的とする継続的行為から生じた所得』かどうかを判断するのが相当である」と判示している。

現に、事業者は利用者から生産活動に継続的に役務の提供を受け、利用者に工賃という金銭を支払っている。具体的状況に照らして「対価の性格を有しないもの」とするのは誤った事実認定と言わざるを得ない。

『ハタラクタイ、ハタライテヒ トトツナガリ イキテイル ヨロコビヲ ツカミタイ』雇用契約の困難である障害者の労働を、被告・国の「生産活動の従事による役務の提供があつたとしても、それは「無償の取引」とすれば、雇用契約が困難である障害者の悲痛な叫び生存権と労働権は存在するのかと問いたい。

工賃の支払に係る消費税額を否認することは、仲間たちへ支払われる工賃の原資を減じ消費

税の納税額を不当につり上げる国による収奪であり、重度の障害者の労働を否定する差別、人権侵害に他ならない。

### 今後に向けて

法人本部事務長 宇川 賢彦

この連載を始めた12月号発行の時期には、高等裁判所に提訴していることをお伝えしていました。その後、12月4日に第1回口頭弁論が開催されましたが、審理はこの1回のみで1月30日には結審を迎える事になりました。結果は私達の主張は認められず敗訴。残された手段である最高裁に上告するかどうかについて法人内でも検討をしました。

私達がこの取組みを始めたのは2019年5月でした。仲間達の工賃が消費税の仕組みで考えると控除の対象になる事がわかり、管轄の税務署に過去5年間に納めた消費税の還付(返

してもらおう)申請を行ったことが出発でした。当時は還付された税金分を仲間の工賃として支払えると話し合ったことを覚えていますが、それが最高裁の場で障害者の労働権について国と争うことになることは、誰も想像もしていませんでした。現在は最高裁への上告を決め手続きを進めているところです。今後も引き続きご支援をお願いします。

※今回掲載した写真は「消費税裁判を支援する3.1集会」の様子です。集会の内容については、4月号にてご紹介いたします。



仲間の皆さんによる報告

自治会連合会主催

# うたごえ 交流会

2.3



# うたごえでべっぴんなびっぴん♪

今年も仲間の熱いリクエストで行った「うたごえ交流会」！2月の寒さも吹き飛ばしてしまうほどホットな2時間となりました。会場は仲間と職員合わせて50数名の参加があり、港区役所の講堂が活気に溢れました。

### ◆会えて嬉しい！

今年も現地とオンラインのハイブリッドで開催しました。まずは毎回馴染みの「幸せなら手を叩こう」を1曲目に歌いました。「幸せならウインクしよう」では、ウインクが難しく両目をつむってしまおうという珍事に皆で大爆笑！声を出し、身体も動かし準備万端！ここから一気に会場は熱気と共に、温かで優しい時間に包まれました。

### ◆歌を通して仲間を知る

今回もメインは「ゆたかふくしさい50しゅうねんきねんのうた」となりました。50年という歴史の中で、沢山の歌が仲間たちの人生を切り取って作られました。そして紡がれ、今があると思うと、とても感慨深い気持ちになります。

ゆたか福祉会が大切にしてきた「その人らしさ」を「歌を通して表現する」という取り組みは、今後ますますと

語り継いでいきたいと思えます。絶やさぬように、無くさぬように、仲間も職員も先輩から後輩へバトンを渡していきたいですね！

### ◆震災を忘れない

今回のうたごえ交流会では、新しい歌の発表がありました！曲名は「心つなごう」という復興応援ソングです。歌詞の中に「たたかいはつづくだろう えがおがもどるまで」という言葉があります。この先、きつと長いたかひになるでしょう。気持ちが負けそうになるときもあるでしょう。前を向けない時もあるでしょう。けれど、いつもどこかで誰かが応援してくれたり、こんなにも心強いことはないのではないのでしょうか。

遠く離れていても「心は繋がっている」。どうか皆さん、思いを馳せて下さい。また、いつかみんなに笑顔が咲く日が来ることを…  
つゆはし作業所 服部麻由奈

主催者 自治会連合会会長 石橋 満久

昨年10月に開催を予定していたうたごえ交流会は、名古屋市長選挙で延期になりました。2月3日に港区でうたごえ交流会開催を出来たと、すごく嬉しいのです。ゆたか福祉会うたごえの歴史を、若い仲間たちと若い職員に伝えて受け継ぐ大切な取り組みです。

今年もゆたか福祉会が出来て55年になる年にうたごえ交流会が出来たことがすごく嬉しいと感動しました。ゆたか福祉会うたごえの歴史を大切に取組んで、もっとたくさんの方にうたごえを知ってもらいますように頑張ります。



## 参加者の感想

### あかつき共同作業所

当日は仲間2名、職員1名が現地参加しました。長く歌い継がれて来たゆたかの名曲の数々を、久しぶりに大勢で歌い職員も仲間も感激感動でした。参加した仲間が感想文を書いてくれました。一部抜粋してご紹介します。

★現地でさんかしてもりあがつてうたをうたうのが楽しかったです。ゆたかふくしさい50周年のつなげよう明日へをひさしぶりにみんなであえてよかったです。またうたごえ交流会現地で参加したいです。

竹原 晶さん

★前はズームのさん加でパソコンではみんなのおがよく見えなかったけど今回はみんなのおがよく見えてよかったです。またこうりゆう会にさん加したいです。

加藤 亜美さん



木村 真悠さん

## みらいろ



9名の仲間が現地参加しました。久しぶりのイベントにワクワクする仲間や、初めての参加に緊張している仲間もいました。

うたごえ交流が始まると、皆の表情が「楽しい笑顔」へと変化していき、そのなかでも特に印象的だったのが「鬼のパンツ」が流れたときです。指揮者を見ては身振り手ぶりで全身を使い、歌を唄っている様子を見て、楽しさがあふれ出ていると感じました。仕事を頑張るいつもの表情とは違った姿を知る事ができ、職員も一緒に楽しい時間を過ごすことができました。帰りの車の中でも「楽しかった」「あの曲が好き」「また行きたいね」などの感想が飛び交っていました。次の日には、いつも以上に活気がある現場活動となり、みんなで楽しめる歌の取り組みの力を感じました。

## みのり共同作業所



今回は会場に参加させてもらいました。このような催しに参加することが久しぶりなため、少し緊張していましたが、会場ではノリの良い音楽と元気な歌声にすぐに一緒になつて手拍子してしまいました。



知らない歌もありましたが、みなさんにつられて身体を動かしたり、手話で参加したりすることができました。作業所のメンバーも、知っている曲や童謡が始まると立ち上がって身体を動かして音楽を楽しまれました。帰りの車の中では「しってる歌、あったよ」「たまにはこういうのもいいね!」「楽しかった!」「なんだか涙が出てきちゃった」との感想が聞かれました。それぞれの心に残るものがあつたようです。また参加できたらいいですね。

## ゆたか作業所



作業所では2現場合同で、うたごえを隔月開催しています。今回はたくさんの参加者で、周りのパワーをもらいながら元気に参加することができました。

「歌いたい歌がある人?」と投げかけられると、「はい!」と元気に手を挙げ前に出ていく仲間。名前を聞かれると「書いていい?」と譜面にサインしていました。『言葉にかえて』『てるてる坊主のうた』など手話で手を使い、体も揺らして楽しく参加する仲間。『北風小僧の寒太郎』の名前の部分を変えて「〇〇太郎」と呼ぶ時は、みんな大きな声が出ていました。時間の関係で最後まで参加できなかったのは残念でしたが、みんなで歌を歌い、楽しく気持ちをリフレッシュできたうたごえ交流会でした。

## 名古屋青年合唱団

### 武藤佳子様からのメッセージ

名古屋青年合唱団はホカホカコンサートをはじめ、様々な場面で仲間たちと一緒に「うたごえ」をつくってきました。2020年、50周年記念式典に向けてうたごえの練習をしていま



したが、コロナのため式典は中止、仲間たちから歌が消えてしまいました。仲間たちだけでなく、たくさんの方が歌から遠ざけられ、心痛む日々が続きました。

そんなコロナ禍も乗り越え、ようやく歌が帰ってきました。今回の「うたごえ交流会」では50周年記念歌「つなげよう明日へ」はもちろん、これまでゆたか福祉会から生まれ、全国に広がっていった「おくりもの」「仲間たちキラキラ」をはじめたくさん歌いました。

どんな曲にもノリノリで歌う仲間たちの姿にたくさん力をもらい、コロナから解放された喜びも感じる事ができました。これからも仲間たちと歌える機会が増えていくと嬉しいです。

2024年度

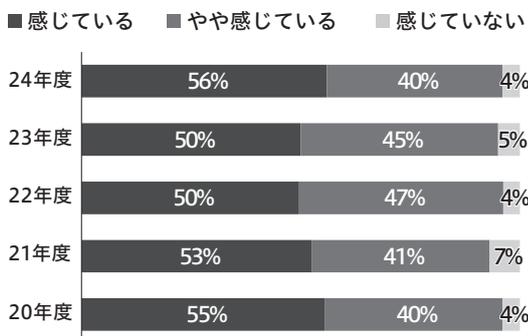
# 「自己申告書」の回答状況について

副理事長 後藤 強

ゆたか福祉会では毎年秋に全職員を対象に、仕事に対する評価や満足度、異動希望や退職意向の有無、職場や法人への意見・要望について記入・提出していただく、「自己申告書」の取り組みを行っています。

今年度は、全職員の88%となる559人（正規職員208人、非正規職員351人）の方から、Googleフォームや書面で回答をいただくことができました。以下その概要を報告させていただきます。

## 1 仕事へのやりがい



## 現在の仕事について

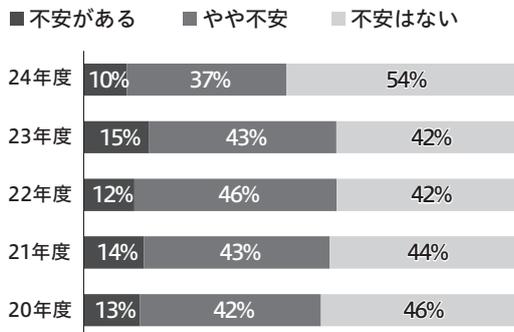
この項では

「仕事へのやりがい」「仕事の負担感」「自身の健康状況」「職場の働きやすさ」

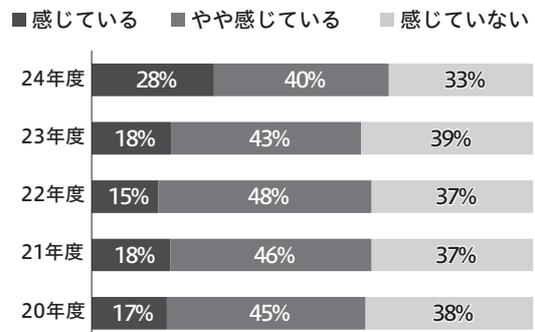
の4問について、3つの選択肢の中から回答していただいています。今年度の回答状況を過去4年間と比較したものが以下の表です。



## 3 自身の健康状況

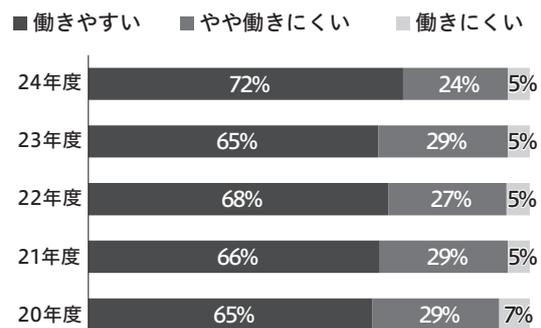


## 2 仕事の負担感



4項目ともこの5年間の回答状況に大きな変化はみられませんが、今年度は「仕事の負担感」を「感じている」と回答された方が前年度比で10%増えているのが特徴です。現場での人材確保が年々厳しくなってきたことが背景にあるものと思われる。そうしたなかでも、「職場の働きやすさ」で「働きやすい」と回答された方の割合が少しずつ増えているのは、管理者を含め多くの職員が円滑な職場運営に向けて日々努めていただいていることの反映だと受け止めています。

## 4 職場の働きやすさ



## 回答状況は現場にフィードバック

今年度の回答を各事業本部ごとに比較したものが次の表です。

### 2 仕事の負担感

■ 感じている ■ やや感じている ■ 感じていない

事業本部	感じている	やや感じている	感じていない
相談支援	35%	43%	22%
名古屋高齢	23%	46%	31%
尾張	27%	54%	19%
福祉村	19%	57%	25%
地域支援	14%	36%	50%
名古屋	13%	54%	33%

### 1 仕事へのやりがい

■ 感じている ■ やや感じている ■ 感じていない

事業本部	感じている	やや感じている	感じていない
相談支援	65%	30%	4%
名古屋高齢	40%	60%	0%
尾張	58%	38%	4%
福祉村	40%	58%	2%
地域支援	49%	46%	6%
名古屋	46%	49%	4%

### 4 職場の働きやすさ

■ 働きやすい ■ やや働きにくい ■ 働きにくい

事業本部	働きやすい	やや働きにくい	働きにくい
相談支援	74%	22%	4%
名古屋高齢	69%	26%	6%
尾張	69%	15%	15%
福祉村	50%	44%	6%
地域支援	74%	23%	3%
名古屋	63%	30%	7%

### 3 自身の健康状況

■ 不安がある ■ やや不安 ■ 不安はない

事業本部	不安がある	やや不安	不安はない
相談支援	30%	39%	30%
名古屋高齢	11%	60%	29%
尾張	27%	38%	35%
福祉村	13%	53%	34%
地域支援	9%	44%	47%
名古屋	13%	42%	46%

各項目への回答状況が事業本部ごとにより異なっているのが分かります。例えば「仕事へのやりがい」を「感じている」と回答した割合で最大25%の違いがあったり、「職場の働きやすさ」でも「働きやすい」と回答した割合で最大24%の開きがあります。事業本部は業種や地域を単位に複数の事業所で構成されていますが、こうした違いが生まれてくる原因や背景を考えると、職場改善にとっても重要になります。

こうした違いは同業種の事業所間でもやはり発生しており、法人としては毎年「自己申告書」への回答状況を、職員個々のプライバシーに配慮しつつ現場の管理者にフィードバックし、現状の評価や対策を考える参考にしてもらっています。

#### 職場や法人への意見・要望

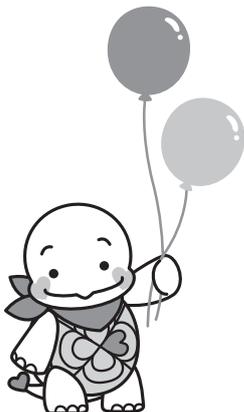
この項は自由記述ですが、毎年たくさんの方の意見が寄せられます。紙幅の関係でその詳細まで載せることはできませんが、今年度も質上げや労働条件改善、管理職に対する意見や管理職自身の悩み、人

材の育成や研修のあり方、人材確保や法人運営に関する事など、多岐にわたるご意見や要望をいただきました。

その全てにお応えすることはもちろん不可能ですが、改善が急がれる課題や問題を解決するうえでヒントになるような提案については、時間を置かず対応していきたいと考えているところです。

#### 今後について

「自己申告書」の回答状況については、これまで管理職のレベルである程度共有してきましたが、回答していただいた職員の皆さんへの報告は不十分でした。今回は広報誌上で今年度の概要を簡単に報告させていただくというかたちになりましたが、今後はもっと有効な形で職員全体にフィードバックしていきたいと考えています。



# きょうせれん愛知支部 行政懇談 開催!

11/6

## 名古屋市懇談

毎年行っているきょうせれん愛知支部と名古屋市健康福祉局との懇談会を、名古屋市役所を会場に行いました。

2024年度は「3年に一度の報酬改定の年」という事も影響してか、130名近くの参加者が集まりました。当日は席が足らず立見も出るぐらいでした。それだけ「日々の中での困り事や実態を直接伝えたい!」という事なのかと感じました。

障害者運動の原点である「声なき声を声にする」を、文字通り感じた懇談会となりました。

参加した利用者と職員の声を紹介します。

今治信一郎

### 戎井雄一郎さん リサイクル港作業所・ホームみらい利用

懇談会当日は、少し緊張されている様子もうかがえた戎井さん。それでも「体調不良で作業所を休まなければ

ならなくなった時に、ホームに一人だと不安になる。日勤の職員を増やしてほしい」「ホームや作業所の老朽化が進んでいるので建て直してほしい。エレベーターも少し広くしてほしい」としっかりと訴えられました。代表して仲間の「要望書」も、福祉課課長に手渡されました。

ゆたか生活支援事業所なかがわ

宮園誠司

### 職員の感想

異動して二度目の懇談会への参加でした。昨年は、自分自身もあまり実態把握が出来ないまま発言したため、問題点が整理出来ていませんでした。

今年は調べられる事は調べ、共生型生活介護の事を知らない人に理解していただけるように話すことを心がけました。どんなに重い障害の方を支援しても、1日697単位という低報酬等、様々な課題を伝え、「制度改善して欲しい」と訴えました。

デイサービス宝南 阿部直美

11/16

## 愛知県懇談

愛知県自治センターを会場に、愛知県との懇談会が行われました。行政からは20名近くの職員の方々にご参加いただきました。愛知支部からは7市町村の事業所から、仲間・家族・職員約50名が現地に集いました。

「やるまい会」の訴えでは、あかつき共同作業所の加藤さんが堂々と声をされました。トライズの石橋さんは、「福祉労働者の待遇が悪いことは、支援が必要な自分たちの人権も低くみていること」「住み慣れた地域で暮らしていく制度をつくってほしい」「そのためにも福祉労働者の待遇改善を!」と発言されました。

また、つゆはし作業所の永田さんからは、「ゆたか福祉会が起こしている消費税裁判を通して、自分たちの労働のことに、しっかりと知ってほしい」という訴えがありました。

「すずかけ福祉会」の家族からは、子どもたちのおかれている状況とそれを支える職員不足の現状についてお話

がありました。豊橋市や半田市の事業所からは、三河地域や知多地域での事業所運営の現状や、課題について報告がありました。

今回は、職員の人材不足の状況が如実に語られました。それだけ、事業所運営だけでなく、仲間たちや家族にも多くの不安を与え「深刻化している」と感じました。仲間や家族の想いを大切に、職員の実践を通して愛知県に伝え、働きかけていきます。

ゆたか生活支援事業所尾張

大田哲嗣



一般寄附 (11月・12月)

中部ウオーカソン 白井 公子 丹羽 幸吉  
 宝南区女性会 篠山 治人 岩田 昭子  
 久野 哲逸 伊藤 澄子

順不同敬称略

賛助会員新規加入者更新者(芳名一覧)

(12月2日～12月30日 手続き分)

(株)理想設計  
 あすなる園  
 中日本ジューキ(株)  
 学校法人葵学園認定こども園葵第二幼稚園  
 (株)毎日リネンサプライ  
 近藤産興(株)  
 社会福祉法人こぶしの会  
 石黒運送(株)

大野 洋志 細川 志喜子 岩崎 正夫  
 鈴木 やす 畠山 由美 半場 とし子  
 森 素子 金田 久美子 稲垣 孝雄  
 川端 幸代 堀池 育志 田中 正二  
 市川 恵子 瀬口 昭代 伊藤 勝久  
 岩田 恒子 岩崎 武利 森 重徳  
 後田 剛 青木 一博 清水 理師  
 神田 清一 横井 脩 廣島 和枝  
 渡邊 麻衣子 中村 美代子 寺部 洋子  
 高橋 温美 鈴木 鐵也 村松 敦子  
 清水 晶子 遊佐 和美 金原 匡志  
 檜山 桂子 松島 時子

順不同敬称略

表紙の作者紹介



満開のさくら

なるみ作業所 共同制作

コロナ禍による長い行動制限がなくなった2023年、なるみ作業所では創作レクリエーションを始めました。初回は仲間全員でボールスポンジを使って描いたこの作品。スタートの前月に満開になっていたきれいな桜を思い出して、みんなで一生懸命に描きました。

少しだけ丁寧に色付けする人、長い時間ゆっくり色付けする人…仲間みんなが思い思いに取りかかりました。紙面は見る見る内に桜色に染まり、一時間ほど経ったら満開の桜が完成。

こうして初回の創作レクリエーションは全員の共同制作となりました。この後もいろんなテーマで各々が作品を描き、毎月様々な創作を続けています。

広報・506号

2025年3月号(2025年3月10日発行)  
 定価 1部200円  
 法人協力会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます  
 発行・編集 / 社会福祉法人ゆたか福祉会  
 印刷 / 株式会社東海共同印刷

法人協会の会費・賛助会費・寄附金など福祉会への申し込み、ご送金は

法人協会の会費 = 年間 1口 6,000円、  
 賛助会員 (個人 1口 3,000円、企業団体等 1口 5,000円)

●銀行口座 名義はいずれも社会福祉法人ゆたか福祉会

・三菱UFJ銀行 柴田支店 普通預金 291-884  
 ・あいち銀行 鳴海中央支店 普通預金 150-425

●郵便振替口座 00820-8-54026 社会福祉法人ゆたか福祉会



1月

- 8日(水) 法人安全衛生委員会
- 13日(月) 事業運営推進会議
- 15日(水) 広報・ホームページ編集委員会
- 21日(火) 保護者連合会役員・法人理事懇談
- 24日(金) 第7期総合計画検討委員会  
きょうされん経営管理者総合研修会  
(~25日)於:福岡
- 27日(月) トータル人事システム検討委員会  
/ 研修部会議
- 28日(火) 懲罰委員会
- 29日(水) 副所長会議

# その人らしく 働く 暮らす

Vol.124

## 仲間



「きつちんYutaka」の期待の星です！  
ニコニコマイペースで我が道を楽しく！

ゆたか作業所 鬼頭 一寧さん

「きつちんYutaka」  
で働く鬼頭さんは、  
2019年3月から  
利用されて現在24歳！

2001年1月に一人っ子として誕生され、幼い頃はよく泣く赤ちゃんだったそうです。昔ながらのレトロなものが大好きで、礼儀正しい鬼頭さん。毎朝「おはようございます」と事務所に挨拶をされた後は、昔懐かしいお菓子辞典やウルトラマン特集の本を片手に、廊下を飛び跳ねるように、ご機嫌に歩き回ってみえます。活動現場は厨房。食器や道具を洗う洗浄室から、包丁で切

菜を行う下処理室と順調にスキルアップしてきました。今の仕事は「盛り付け」。自分の世界で独り言を喋りつつ作業をしています。よくよく聞いてみるとCMソングや懐メロを口



独り言を話しつつニコニコとお仕事

ずさんでいます。意図せず周囲を「フスツ」と笑わせてくださいます。  
ちよっぴりマイペースですが、作業能力においては先輩たちに引けを取りません。主菜の盛り付けの後は食札回収、お茶つき、汁つきと、黙々と作業を確実にこなしていく現場の期待の星です。  
「ほこりやごみをきれいにします」と真つ直ぐな目で目標を教えて下さった鬼頭さん。これからも我が道を楽しく、ニコニコマイペースでお仕事を頑張っていきましょう！

野村 真由

## 職員



「入職からこれまでを振り返って」

ゆたか生活支援事業所ながわ 仮屋 空澄

私は福祉系の就活フェアで初めてゆたか福祉会のことを知りました。

なるみ作業所とゆたか生活支援事業所みどりインターンをさせていただきました。その中で一番印象深かったのは、利用者の方を「仲間」と呼んでいることでした。「一緒にゆたか福祉会を支えていく仲間」という意味なのだ」と教えていただいた時、仲間と職員の方との間に温かな信頼関係が築かれている理由を知ることができました。私もそのような関係の下に支援をしていきたいと思い入職を決めました。

このような思いで入職して一年も経たない中で、大変なことや悩んだことは沢山ありました。ですがそれと同じくらい、もしくはそれ以上に楽しみや嬉しさがありました。それは偏(ひとへ)に仲間や先輩職員の方々など、様々な人が私を支え、助けて下さっているおかげです。この仕事は「人と人との支え合いで

成り立っているのだ」と改めて強く感じました。他者への感謝や敬意を忘れないように、常に意識して日々の仕事に取り組んでいます。

私はまだ、仲間と信頼関係を築いていく過程が始まったばかりです。この仕事を続けていく限り、ずっと努力をしていかなければならないことだと思えます。その為に、まずは仲間一人ひとりのことを少しでも多く知っていきたくです。そして同時に私のことも知っていただければと思っています。



クリスマス会のケーキ作り